

自立活動

I 今回の改訂の要点

(1) 総則の一般方針

- ・ 「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めた。
- ・ 小学部には、「外国語活動」が新たに位置付けられたが、この指導においても自立活動の指導との関連を図る必要性があることから、「各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間」を「各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動」と改めた。

(2) 自立活動の目標

- ・ 自立活動の目標については、学校教育法第72条の改正を踏まえ「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めた。

(3) 自立活動の内容

- ・ 「人間関係の形成」という新区分をのちに、「他者とのかかわりの基礎に関すること。」「他者の意図や感情の理解に関すること。」「自己の理解と行動の調整に関すること。」「集団への参加の基礎に関すること。」「感覚や認知の特性への対応に関すること。」の5項目を新たに追加した。
- ・ これまで「2 心理的な安定」の区分の下に設けられていた「対人関係の形成の基礎に関すること。」を削除するとともに「感覚や認知の特性への対応に関すること。」は「4 環境の把握」の区分に追加することとした。
- ・ 従来項目についても、具体的な指導内容がイメージしやすくなるよう表現を工夫し、六つの区分の下に26項目を示すこととした。

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

- ・ 個別の指導計画の作成についてより一層理解を促すため、幼児児童生徒の「実態の把握」、「指導の目標（ねらい）の設定」、「具体的な指導内容の設定」、「評価」等についての配慮事項をそれぞれ示すこととした。
- ・ その際、自立活動の指導の実践を踏まえた評価を行い、指導の改善に生かすことを明確にするため「児童又は生徒の学習の状況や結果を適切に評価し個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。」を新たに規定した。
- ・ 具体的な指導内容を設定する際の配慮事項として、児童生徒の主体的な活動を一層進めるとともに児童生徒自身が活動しやすいように環境を整えていくことが重要であることから「個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。」を新たに示すことにした。

(5) 今回の特別支援学校学習指導要領の解説書の変更

- ・ 小学校、中学校等の教師を含めて自立活動の適切な理解を図るために、「自立活動の意義と指導の基本」を新たに示すことにした。
- ・ 従前よりも、様々な障害種を取り上げ具体的事例として示した。

II 今回の改訂の具体的な改善事項

1 ねらいと目標

※ 新設事項

重点

幼稚園教育要領（第2章自立活動1 幼3 ページ）小学部・中学部学習指導要領（第7章第1 小・中19 ページ）

自立活動の目標（ねらい）	改訂のポイント，補足・強調【解説② p 191～p 192】
個々の幼児が自立を目指し，*障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識，技能，態度及び習慣を養い，もって心身の調和的発達の基盤を培う。（幼稚園） 個々の児童又は生徒が自立を目指し，*障害による学習上又は生活上の困難を主体的に（略）個々の児童又は生徒が自立を目指し，障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識，技能，態度及び習慣を養い，もって心身の調和的発達の基盤を培う。（小・中学校）	・ 「自立」とは，幼児がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて，主体的に自己の力を可能な限り発揮し，よりよく生きていこうとすることを意味している。 ・ 「改善・克服」については，改善から克服へといった順序性を示しているものではないことに留意する必要がある。 ・ 「調和的発達の基盤を培う」とは，一人一人の幼児児童生徒の発達の遅れや不均，衡を改善したり，発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして，全人的な発達を促進することを意味している。 * 「障害に基づく種類の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」に改めた。

2 内 容

今回の特別支援学校学習指導要領の解説は，以下のように構成されている。

- ・ 「① この項目について」では，各項目で意味していることを解説されている。
- ・ 「② 具体的指導内容例と留意点」では，当該の項目を中心として考えられる具体的な指導内容の例を，幼児児童生徒の障害の状態を踏まえて示されている。
- ・ 「③ 他の項目との関連例」では，当該の項目を中心としながら他の項目と関連付けて設定する指導内容の例が示されている。
- ・ 内容で示した言語障害，ADHD，LDは，特別支援学校にいる障害を併せ有する児童生徒である。（例えば，視覚障害に言語障害を併せている児童生徒）

（1）健康の保持

幼稚園教育要領第2 章の2（1）幼3 ページ，小学部・中学部学習指導要領第7章第2の1 小・中19 ページ

1 健康の保持	改訂のポイント，補足・説明【解説② p 194～p 200】
(3) * 身体各部の状態の理解と養護に関すること	① この項目について ・ 病気や事故等による神経，筋，骨，皮膚等の身体各部の状態を理解し，その部位を適切に保護したり，症状の進行を防止したりできるようにすること。 * 「損傷」という用語が，身体の状態を表す際に，一般的に使われなくなっていることを踏まえ「身体各部」と改めた。 ② 具体的指導内容例と留意点 ・ 具体例（視覚障害，義肢を装着している場合） ③ 他の項目との関連例

	・ 具体例（筋ジストロフィーのある場合） ・ 筋ジストロフィーのある幼児児童生徒が身体の状態に応じて運動の自己管理ができるように指導するためにはこの項目と「2 心理的な安定」の区分に示されている項目との関連を十分に図るとともに「6 コミュニケーション」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて指導することが大切。
--	--

1 健康の保持	改訂のポイント，補足・説明【解説② p 194～p 200】
(4) 健康状態の維持・改善に関すること	① この項目について ・ 障害があることにより，運動量が少なくなったり，体力が低下したりすることを防ぐために，日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすること。 ② 具体的指導内容例と留意点 ・ 具体例（医療的ケアを必要とする場合） ・ たんの吸引等の医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の場合，このような観点からの指導が特に大切である。その際，指導の前後にたんの吸引等のケアが必要なこともあることから，養護教諭や看護師等と十分連携を図って指導を進めること。（養護教諭や看護師等を含む教職員との連携が大切）

（２） 心理的な安定

幼稚園教育要領第２章の２（２）幼３ ページ，小学部・中学部学習指導要領第７章第２の２ 小・中 19 ページ

2 心理的な安定	改訂のポイント，補足・説明【解説② p 201～p 205】
(2) 状況の*理解と変化への対応に関すること	* 場面等の状況を理解した上で，適切に対応することをより一層明確にするために「状況の変化への対応」を「状況の理解と変化への対応」に改めた。 ① この項目について ・ 場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり，変化する状況を理解して適切に対応したりするなど，行動の仕方を身に付けること。 ② 具体的指導内容例と留意点 ・ 具体例（視覚障害，自閉症）

2 心理的な安定	改訂のポイント，補足・説明【解説② p 201～p 05】
(3)* 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	* 「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」に改めた。 ① この項目について ・ 自分の障害の状態を理解したり，受容したりして，積極的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ること ② 具体的指導内容例と留意点 ・ 具体例（LD）

(3) 人間関係の形成

幼稚園教育要領第2章の2(3) 幼3ページ，小学部・中学部学習指導要領第7章第2の3 小・中19ページ

3 人間関係の形成	改訂のポイント，補足・説明【解説② p 206～p 11】
(1)* 他者とのかかわりの基礎に関すること	① この項目について - 人に対する基本的な信頼感をもち，他者からの働き掛けを受け止め，それに応ずることができるようにすること。 ② 具体的指導内容例と留意点 - 具体例（重度の障害，自閉症のある場合） - 人に対する認識がまだ十分に育っておらず，他者からの働き掛けに反応が乏しい重度の障害がある幼児児童の場合には，抱いて揺さぶるなど幼児児童が好むかかわりを繰り返し行って，かかわる者の存在に気付くことができるようにすることが必要である。（基本的な信頼感が基盤で重要）

3 人間関係の形成	改訂のポイント，補足・説明【解説② p 206～p 11】
(2)* 他者の意図や感情の理解に関すること	① この項目について - 他者の意図や感情を理解し，場に応じた適切な行動をとることができるようにすること。 ② 具体的指導内容例と留意点 - 具体例（自閉症，視覚障害のある場合） - 他者の意図や感情を理解する力は，多くの人々とのかかわりや様々な経験を通して次第に形成されるものである。しかし，障害のある幼児児童生徒の中には，単に経験を積むだけでは，相手の意図や感情をとらえることが難しい場合もある。 ③ 他の項目との関連例 - 具体例（聴覚障害のある場合）

3 人間関係の形成	改訂のポイント，補足・説明【解説② p 206～p 11】
(3)* 自己の理解と行動の調整に関すること	① この項目について - 自分の得意なことや不得意なこと，自分の行動の特徴などを理解し，集団の中で状況に応じた行動ができるようになること。 ② 具体的指導内容例と留意点 - 具体例（知的障害，肢体不自由，ADHD） - 自己理解が難しい肢体不自由例：経験乏しいことから自分の能力ではできないことが理解できないことがある，補助的手段を活用すればできること 人に依頼して手伝ってもらうこと実際の体験を通して理解を促していく。

3 人間関係の形成	改訂のポイント，補足・説明【解説② p 206～p 211】
(4)* 集団への参加の基礎に関すること	① この項目について 集団の雰囲気に合わせて，集団に参加するための手順やきまりを理解したりして，遊びや集団

	活動などに積極的に参加できるようになること。
	② 具体的指導内容例と留意点
	・ 具体例（視覚障害、聴覚障害、LD）
	・ 障害のある幼児児童生徒は、見たり聞いたりして情報を得ることや集団に参加するための手順やきまりを理解することなどが難しいことから、集団生活に適応できないことがある。特別活動との違いを含めて基礎という言葉を入れている。
	③ 他の項目との関連例
	・ 具体例（ADHD）

（４）環境の把握

幼稚園教育要領第２章の２（４）幼３ページ，小学部・中学部学習指導要領第７章第２の４ 小・中 19 ページ

4 環境の把握	改訂のポイント，補足・説明【解説② p 212～p 219】
(2) ※ 感覚や認知の特性への対応に関すること	※ 幼児児童生徒の障害の重度・重複化，多様化に伴い，一人一人の感覚や認知の特性を踏まえた指導を必要とする者が増加していることから，「感覚や認知の特性への対応に関すること」を新たに示すこととした。 ① この項目について ・ 障害のある幼児児童生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ，自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに，特に感覚の過敏さや認知の偏りなどの個々の特性に適切に対応できるようにすること。 ② 具体的指導内容例と留意点 ・ 具体例（視覚障害，自閉症） ・ 障害のある幼児児童生徒は，視覚，聴覚，触覚等を通してとらえた情報を適切に理解することが困難であったり，特定の音や光に過敏に反応したりする場合があることに注意。 ③ 他の項目との関連例 ・ 具体例（脳性まひ）

（５）身体の動き

幼稚園教育要領第２章の２（５）幼４ページ，小学部・中学部学習指導要領第７章第２の５ 小・中 19 ページ

5 身体の動き	改訂のポイント，補足・説明【解説② p 220～p 227】
(5) ※ 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること	※ 作業の円滑な遂行に必要な一つ一つの動作をきめ細かく指導することを明確にするため「作業の円滑な遂行」を「作業に必要な動作と円滑な遂行」に改めた。 ① この項目について ・ 作業に必要な基本動作を習得し，その巧緻性や持続性の向上を図るとともに，作業を円滑に遂行する能力を高めることを意味している。 ② 具体的指導内容例と留意点 ・ 具体例（心臓疾患のある場合，運動・動作が極めて困難な場合）

Ⅲ 第6章 自立活動の指導計画の作成と内容の取扱い

幼稚園教育要領(第2章自立活動3(2) 幼4ページ) 小学部・中学部学習指導要領(第7章第3の2 小・中19ページ)

指導計画の作成・配慮事項	改訂のポイント, 補足・説明【解説② p 239】
(2) 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮すること。(幼稚園) 2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。(小・中学校)	・ 個別の指導計画の作成の手順について分かりやすく示す観点から、従前の「指導内容を設定する際の配慮事項」を含めて「幼児児童生徒の「実態の把握」「指導の目標(ねらい)の設定」「具体的な指導内容の設定」「評価」という個別の指導計画に基づく指導の展開に従って配慮事項を示すよう改めた。 ・ 個別の指導計画に基づく指導は、計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)の過程で進められなければならない。 ・ 個別の指導計画に基づく指導においては、計画、実践、評価、改善のサイクルを確立し、適切な指導を進めていくことが極めて重要である。

幼稚園教育要領(第2章自立活動3(2)ア幼4ページ) 小学部・中学部学習指導要領(第7章第3の2(1) 小・中20ページ)

指導計画の作成・実態把握	改訂のポイント, 補足・説明【解説② p 240】
ア 個々の幼児について、障害の状態、*発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。(幼稚園) (1) 個々の児童又は生徒について、障害の状態、*発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。(小・中学校)	* 自立活動の指導に当たっては、実態の的確な把握に基づいて、個別の指導計画を作成することから特に重要である。このため、幼児児童生徒の障害の状態などの実態を的確に把握することについて新たに示した。 ・ 実態把握の具体的な内容が示されている。 ・ 幼児児童生徒の実態把握が十分に行われないと、個別の指導計画が作成できないというわけではない。その時点で収集した実態把握に基づいて個別の指導計画を作成しそれに基づく指導を通して実態把握を更に深化させ個別の指導計画を修正していくという柔軟な対応も大切である。

幼稚園教育要領(第2章自立活動3(2)ウ幼4ページ) 小学部・中学部学習指導要領(第5章第3の2(3) 小・中20ページ)

指導計画の作成・指導内容	改訂のポイント, 補足・説明【解説② p 243～p 245】
ウ 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。 (7) 幼児が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことができるような指導内容を取り上げること。(幼稚園) (3) 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。 ア 児童又は生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに*自己を肯	・ 幼稚園においては、実態に即した環境を設定し、幼児はその環境とのかかわりにおいて自発性や自主性を発揮した活動を展開し、これらの活動を通して具体的な指導のねらいに迫ることが求められている。自立活動の指導においても、この点を大切にするとともに、幼児が結果を予測したり、確かめたりすることのできる具体的な指導内容を設定するなどして、成就感や満足感を味わうことができるようにすることも重要である。 * 児童生徒が「興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことができるような」観点に加えて、自己に対する肯定的なイメージを早期から育

定的にとらえることができるような指導内容を取り上げること。(小・中学校)

てることも大切であることから「自己を肯定的にとらえることができるような指導内容も取り上げること」を新たに示した。

小学部・中学部学習指導要領(第7章第3の2(3)エ小・中20ページ)

指導計画の作成・環境を整える指導内容	改訂のポイント, 補足・説明【解説② p 247～p 248】
(3) 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。 エ※ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。	・ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するためには、児童生徒が、困難を改善・克服するために必要となる知識・技能等を身に付けるとともに、活動しやすいように環境を整えることが重要である。 ※ 障害の状態をとらえる上で環境要因が重視されていることや、周囲のサポートを得ながら自分らしく生きるという考え方が広がっていることを踏まえ、今回の改訂において明示することにしたものである。 ・ 自立活動は、自立を目指した主体的な活動であり、まず、児童生徒自ら環境に働き掛けられるような力をはぐくむことが大切である。 ・ 児童生徒が自ら行おうとする活動について、適した場所の選択、不要なものの除去、明かりや音などの室内環境の調整、道具や補助用具の選択と配置などに気を付け、実際に身の回りの環境を整えることができるように段階的に指導する必要。

幼稚園教育要領(第2章自立活動3(2)エ幼4ページ) 小学部・中学部学習指導要領(第7章第3の2(4)小・中20ページ)

指導計画の作成・評価	改訂のポイント, 補足・説明【解説② p 248～p 250】
(3) 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。 エ※ 幼児の活動の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。(幼稚園) (4) 児童又は生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。(小・中学校)	※ 個別の指導計画に基づく自立活動の指導が、適切な評価によって改善される必要があることから、幼児児童生徒の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めることを、新たに規定した。 ・ 幼児児童生徒の学習状況や指導の結果に基づいて、適宜修正を図らなければならない。 ・ 指導の結果や幼児児童生徒の学習状況を評価するに当たっては、指導の目標を設定する段階において、幼児児童生徒の実態に即して、その到達状況を具体的にとらえておくことが重要である。

幼稚園教育要領(第2章自立活動3(4)幼4ページ) 小学部・中学部学習指導要領(第7章第3の6小・中20ページ)

指導計画の作成・協力体制	改訂のポイント, 補足・説明【解説② p 253～p 254】
イ※ 自立活動の時間を設けて指導する場合は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として全教師の協力の下に効果的に行われるようにすること。(幼稚園)	※ 複数の障害種別に対応する特別支援学校においては、それぞれの障害種別に対応した専門的な知識や技能を有する教師を学校全体で活用できるようにする必要がある。 ・ 例えば、肢体不自由教育に関する専門的な知識

6 ※ 自立活動の時間における指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。(小・中学校)

や技能を有する教師は、肢体不自由のある幼児児童生徒の自立活動の指導を担当するだけでなく、他の障害のある幼児児童生徒の身体の動きに関する指導計画の作成やその実践において、専門的な知識や技能を発揮することが求められる。

※ 複数の障害種別に対応する特別支援学校においては、それぞれの障害種別に十分な対応ができるように、教師の専門性の向上を図るための研修等を充実させる一方で、他の特別支援学校との連携協力を図り、必要に応じて、自立活動の指導についての助言を依頼することなども考えられる。

幼稚園教育要領（第2章自立活動3(5) 幼4ページ） 小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の7 小・中20ページ）

指導計画の作成・連携協力	改訂のポイント、補足・強調【解説② p 254～ p 256】
(5) ※ 幼児の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにすること。(幼稚園)	学校において、幼児児童生徒の実態の把握や指導の展開に当たって、専門的な知識や技能が必要である場合には、幼児児童生徒が利用する医療機関の理学療法士等やその他の外部の専門家と積極的に連携して、幼児児童生徒にとって最も適切な指導を行うことが必要である。
7 ※ 児童又は生徒の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。(小・中学校)	※ その際、留意すべきことは、自立活動の指導は教師が責任をもって計画し実施するものであり、外部の専門家の指導にゆだねてしまうことのないようにすることである。つまり、外部の専門家の助言や知見などを指導に生かすことが大切なのである。 関係機関との連携に当たっては、「個別の教育支援計画」を十分活用することが必要である。

IV Q & A

Q 1 他者とのかかわりとコミュニケーションとの違いは

A : 他者との関わりは、身近な人との身体接触を通して、他の人と場を共有する、物の受け渡しをする、手をつなぐなど、他者との様々な関わり方を身につけること等。コミュニケーションでは、表情や身振り各種の機器を用いて意思のやりとりを行うこと、聴覚の活用を促す、発声を促すコミュニケーションのやりとりの基礎的な能力を育てていくことなどです。指導は、重なってもかまいません。

Q 2 人間関係の形成は、発達障害の子どもたちのために用意された内容でないか

A : 発達障害の子どもたちのためだけではない。これまでの子どもたちの指導でも大事にされてきたし、社会の中でも人間関係の形成が重要視されてきている時期です。障害のある子どもたちにも計画的に意図的に指導を行っていく必要があり、それに応えるための見直しです。